

福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議

資 料

福島労働局

「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」を定めました

厚生労働省では、本日(平成 23 年 10 月 11 日)、労働安全衛生法第 70 条の2の規定に基づき、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」を定め、官報に公示しましたので、公表します。

- 現在、東京電力福島第一原子力発電所では、事態の収束に向けて、多くの労働者の方が作業に従事しています。これらの従事者については、長期的な健康管理が必要です。
- 厚生労働省では、平成 23 年6月に「東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会」を設置し、平成 23 年9月に検討会での報告書が取りまとめられました。
- この指針は、報告書の提案を踏まえ、労働安全衛生法第 70 条の2第1項に基づき、緊急作業従事者等の健康の保持増進のための措置を、東京電力をはじめとした事業者が適切かつ有効に実施するための指針として定めたものです。

東電福島第一原発で緊急作業に従事していた方からの被ばく線量の照会を受け付けます

厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)で緊急作業に従事した後、退職や転職により放射線業務から離れた方を対象に、被ばく線量の郵送による照会を受け付けることにしましたので、お知らせします。

- 原子力発電所等での放射線業務や緊急作業に従事した労働者の被ばく線量の記録や労働者への通知は、法令により事業者に義務付けられています。

東電福島第一原発で緊急作業に従事した方は、平成23年3月以来、約2万人に達しており、退職や転職により放射線業務から離れる方もいます。

厚生労働省では、緊急作業に従事した方の被ばく線量や健康診断結果等を蓄積できるデータベースを開発中です。

- 今回、データベースの一部の機能が使えるようになったことに伴い、退職や転職により放射線業務から離れた方を対象に、平成24年1月10日(火)から、別紙の手順にて被ばく線量の郵送による照会業務を開始します。(現在、平成23年9月までの線量データが登録されており、今後更新していく予定です。)

<申込先> 労働衛生課 作業員データベース担当者

代表電話 03(5253)1111 内線5499

受付時間 平日10~12時・13~17時

- これにより、全国にいる対象者の方が被ばく線量を照会できるようになります。
- 今後、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」で示した取組(離職者への健康相談等)の実施に向けて、引き続きデータベースの開発を進めます。

(表面)



東京電力福島第一原子力発電所での不適切な線量測定への対応について

1 概要

- (1)東京電力福島第一原子力発電所における不適切な線量測定事案を受け、同様の事案がないかどうかについて調査を行います。
- (2)再発防止対策についても合わせて検討します。

2 調査方法

基本的な考え方

- (1)東京電力任せではなく、分析結果により疑わしい事業場に対して、福島労働局が最終的な調査を行います。
- (2) 1 APD(注1)のデータ(昨年11月～今年6月)とガラスバッジ(注2)のデータを比較し、APDの方が有意に低い、
2 作業毎の計画線量(今年6月のもの)と比較して実際の被ばく線量データが有意に低い等、
疑いのある事業者を抽出し、抽出された事業場を福島労働局が調査する方法とします。

注1:警報付きポケット線量計(作業する度に配布され、作業ごとの線量が把握できません。)

注2:個人用積算線量計(個人別に配布しています。1月の累積線量しか把握できません。)

3 再発防止

- (1)防護服(タイベック)を着用しているため、APDを適切に着用しているかどうかを外から視認できないことが問題です。
- (2)高線量被ばく作業については、防護服(タイベック)の上からAPDを装着する等、APDを外部から視認できる方法について、検討します。

添付資料

○東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針

○「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」の概要

○東電福島第一原発で緊急作業に従事した方の健康管理の仕組み

○東電福島第一原発の緊急作業に労働者を従事させる(その労働者を放射線業務に従事させる)事業主の皆様へ 被ばく線量などの記録を提出してください

○東電福島第一原発作業員データベースの登録情報照会の手順

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針

平成 23 年 10 月 11 日

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針
公示第 5 号

第 1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業（電離放射線障害防止規則第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業（平成 23 年厚生労働省告示第 402 号）で定める緊急作業をいう。以下「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事した労働者（以下「緊急作業従事者等」という。）のうち、指定緊急作業期間中に通常の放射線業務の被ばく上限を超える線量を被ばくした労働者については、がん等晩発性の健康障害の発生が懸念されるとともに、緊急作業従事者等が抱く健康上の不安を解消するため、緊急作業従事者等が離職した後を含め、それらに対する検査等、適切な長期的健康管理を実施する必要がある。

本指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 70 条の 2 第 1 項に基づき、緊急作業従事者等を指定緊急作業又は放射線業務（以下「緊急作業等」という。）に従事させる事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう、緊急作業従事者等の健康管理の実施方法の原則を定めるとともに、緊急作業従事者等が放射線業務から離れた後における適切な長期的健康管理が実施されるために必要な措置を定めるほか、緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために国が行う必要な援助について定めるものとする。

第 2 長期的健康管理のための取組

1 事業場内の体制の確立

緊急作業従事者等を緊急作業等に従事させた事業者（現に、当該者を緊急作業等以外の業務に従事させる中小企業者を除く。）は、緊急作業従事者等に対する長期的な健康管理を適切に実施するため、事業場の規模に応じ、衛生委員会、衛生管理者、産業医、保健師等による事業場内管理体制を確立し、一般健康診断（法第 66 条第 1 項の規定による健康診断をいう。）、電離放射線健康診断（電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 56 条の規定による健康診断をいう。）を適切に実施する。

2 がん検診等の実施

- (1) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が 50 ミリシーベルトを超え 100 ミリシーベルト以下の者

については、おおむね1年ごとに1回、細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査を実施する。この際、水晶体の写真を撮影しておくことが望ましい。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。

- (2) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が100ミリシーベルトを超える者については、上記(1)の検査に加え、おおむね1年ごとに1回、次に掲げる検査を実施する。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。また、一般定期健康診断等の健康診断において実施する採血による赤血球数及び血色素量の検査と併せて白血球数及び白血球百分率の検査を実施することが望ましい。

検査名	検査項目
甲状腺の検査	ア 採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T ₃)及び遊離サイロキシン(free T ₄)の検査 イ 上記アの検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、頸部超音波検査
胃がん検診	胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査
肺がん検診	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
大腸がん検診	便潜血検査

- (3) 事業者は、上記(1)及び(2)の検査を実施するにあたって、あらかじめ、検査内容やその必要性等について、受診者に対して十分に説明する。

3 保健指導等

- (1) 事業者は、緊急作業従事者等に対し、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成20年1月31日、健康診断結果措置指針公示第7号)に基づき、医師又は保健師による保健指導を受けさせる際には、電離放射線健康診断及び2で定めるがん検診等の結果を総合的に考慮した保健指導を実施する。
- (2) 事業者は、緊急作業従事者等に対し、通常の放射線業務とは異なる環境下で緊急性の高い作業に従事したことによる精神面への影響を踏まえ、当該者が希望する場合には、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日、健康保持増進のための指針公示第3号)に留意した上でメンタルヘルスクアを含めた健康相談を実施する。
- (3) 事業者は、一般健康診断及び電離放射線健康診断の結果(当該健康診断の

項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)については、法第66条の4の規定に基づき、医師等の意見を聴き、その意見に基づいて就業上の措置を決定する。ただし、2で定めるがん検診等の結果は、原則として再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨を行うために活用されるものであり、安易に就業上の措置の決定には用いることがあってはならないことに留意する。

- (4) 事業者は、一般健康診断、電離放射線健康診断、保健指導等の結果等、本指針に係る健康情報の保護を図るため、その取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第259号)に留意する。

第3 緊急作業従事者等の長期的健康管理のためのデータベースの整備等

1 データベースの整備等

- (1) 緊急作業従事者等を緊急作業等に従事させる事業者(電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第129号)の施行前に、緊急作業従事者等を指定緊急作業に従事させた事業者を含む。)は、緊急作業従事者等が緊急作業等に従事している間は、電離則第59条の2の規定に基づき、次に掲げる項目を国に報告しなければならない。

ア 健康診断結果

- ① 電離則第57条の規定による電離放射線健康診断結果
- ② 労働安全衛生規則第44条及び第45条の規定による一般健康診断結果
- ③ 法第66条第4項の規定による臨時健康診断結果

イ 「線量等管理実施状況報告書」(電離則様式第3号)に定める事項

- ① 氏名、住所、所属事業場名等
- ② 緊急作業に従事していた間の被ばく線量、指定緊急作業に従事する以前及び指定緊急作業に従事した後に従事していた放射線業務による被ばく線量等

- (2) 事業者は、第2の2のがん検診等、上記(1)以外の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、当該者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む検査結果を国に報告する。
- (3) 緊急作業従事者等には、当該者に係る上記(1)及び(2)の項目等を記録し及び保存することができるよう国が設けたデータベースに登録された旨を証する書面(以下「登録証」という。)が送付されるものとする。緊急作業従事者等は、国が設置する緊急作業従事者等を支援するための窓口(以下「支援窓口」

という。)に登録証を提示することにより、自らの被ばく線量、健康診断結果等の記録の写しの交付を受けることができる。

- (4) 第2の2(1)及び(2)に該当する緊急作業従事者等(以下「特定緊急作業従事者等」という。)は、上記(1)及び(2)の主要な事項が記載された「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」(以下「手帳」という。)の交付を受けることができる。また、随時、支援窓口において、手帳の記載内容の追記を受けることができる。

2 緊急作業従事者等を新たに放射線業務に従事させる場合の措置

- (1) 新たに労働者を放射線業務に就かせようとする事業者は、当該労働者に対する雇入れ時電離放射線健康診断における過去の被ばく歴の調査により、当該労働者が緊急作業従事者等に該当することを把握した場合は、電離則第59条の2の規定に基づき、第3の1に定める報告を国に対して行なわなければならないとともに、当該者の指定緊急作業時の被ばく線量に応じ、第2に定める健康管理等を適切に実施する。
- (2) 事業者は、特定緊急作業従事者等の健康管理を実施するに当たり、当該者の同意を得た上で、手帳に記載された過去の健康診断結果等を把握し、それを保健指導又は健康相談に活用する。

第4 緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために国が行う必要な援助等

1 がん検診等の受診勧奨

特定緊急作業従事者等のうち、緊急作業等に従事する者については、事業者を通じ、それ以外の者については、直接、おおむね1年ごとに1回、第2の2に定める被ばく線量に応じ、がん検診等の受診を勧奨する通知をするものとする。

2 国による保健指導等の実施

国は、支援窓口において、緊急作業従事者等に対する健康相談又は保健指導を行う。

3 特定緊急作業従事者等への援助等

ア 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者については、一般健康診断及び第2の2に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

イ 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に、緊急作業等以外の業務に従事させる事業者(当該者を緊急作業等に従事させた中小企業者以外の事業者を除

く。)に雇用される者については、第2の2に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

ウ 国は、上記ア又はイの検査を実施する医療機関から、受診者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む検査結果の報告を得るものとする。

4 国は、1から3までに掲げるもののほか、特定緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために必要と認められる援助等を行うことができる。

「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」の概要

第1 趣旨

本指針は、東電福島第一原発での緊急作業に従事し、または従事していた労働者（以下「緊急作業従事者等」という。）が、当該緊急作業や放射線業務に従事するときの健康の保持増進のための措置が、適切かつ有効に実施されるよう定めるもの。

第2 長期的健康管理のための取組

- 1 事業場の規模に応じた事業場内管理体制を確立し、健康診断を適切に実施する。
- 2 緊急作業に従事した間の被ばく線量（実効線量）が、
 - ・ 50mSvを超える者に対して、1年に1回、白内障の検査を実施する。
 - ・ 100mSvを超える者に対して、1年に1回、がん検診等を実施する。
- 3 緊急作業従事者等に対して、保健指導等を実施する。

第3 緊急作業従事者等のデータベースの整備

- 1 緊急作業従事者等を緊急作業又は放射線業務に従事させる事業者は、健康診断結果や、線量等管理実施状況報告書等を、国に報告する。
緊急作業従事者等が転職後に新たに放射線業務に従事する場合も同様とする。
- 2 緊急作業従事者等には、国が設置するデータベースへの登録証が送付され、国の支援窓口に登録証を提示することにより、被ばく線量や健康診断結果等の記録の写しを受け取ることができる。
- 3 緊急作業における被ばく線量が50mSvを超える者は、被ばく線量等が記載された手帳の交付を受け取ることができる。

第4 国が行う必要な援助等

- 1 緊急作業従事者等に対する、がん検診等の受診勧奨。
- 2 支援窓口での、緊急作業従事者等に対する健康相談や保健指導。
- 3 第2の2に該当する緊急作業従事者等に対する、検査の費用の全部または一部の援助。

東電福島第一原発で緊急作業に従事した方の健康管理の仕組み

1 事業者が実施する主な事項

(1) 健康診断等の実施

事業者は、常時使用する労働者に対し、一般健康診断、電離放射線健康診断^{※1}を実施する必要があります。また、労働者が希望する場合には健康相談を実施する必要があります^{※2}。

※1 電離放射線健康診断は、放射線業務に従事している方が対象です。

※2 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年10月11日）に基づくものです。

(2) 健康診断の記録、被ばく線量の記録の国への報告

事業者^{※1}は、緊急作業に従事した労働者の健康診断の記録や被ばく線量の記録を国に報告する必要があります。

※1 東電福島第一原発での緊急作業に労働者を従事させている事業者や、緊急作業に従事したことがある労働者をその後放射線業務に従事させている事業者が対象です（電離放射線障害防止規則第59条の2）。

(3) がん検診等の実施[※]

(ア) 事業者は、緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超える者に対して、概ね1年ごとに1回、白内障に関する目の検査を実施する必要があります。

(イ) 事業者は、緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が100ミリシーベルトを超える者に対して、上記(ア)の検査に加え、概ね1年ごとに1回、がん検診を実施する必要があります。

※ 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年10月11日）に基づくものです。

2 緊急作業に従事した方に対する国の支援

(1) 健康相談等のサービスの提供

緊急作業に従事した方は、国が全国に設置した支援窓口において、健康相談、保健指導が受けられます。また、支援窓口等において、ご自身の被ばく線量や健康診断結果の記録の写しを受け取ることができます。

(2) がん検診等に対する支援

現に職業に就いていない方等で^{※1}、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」^{※2}を所持している方は、国が指定した医療機関において、一般健康診断、がん検診等を無料^{※3}で受けることができます。

※1 現に緊急作業や放射線業務に従事していない方（緊急作業に従事させた大企業に雇用されている方を除く。）も対象となります。

※2 対象となる方には、後日申請書を送付します。

※3 国が指定した検査の範囲に限ります。

東電福島第一原発の緊急作業に労働者を従事させる (その労働者を放射線業務に従事させる) 事業主の皆様へ 被ばく線量などの記録を提出してください

東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故収束のための緊急作業に従事し、または従事した労働者の方に対して、離職後も含めた長期的な健康管理が必要です。このため、厚生労働省では、平成23年10月11日に電離放射線障害防止規則を改正し、これらの労働者を使用する事業主の方に、被ばく線量などの記録をご提出いただくことを義務付けました。

改正の概要

東日本大震災によって生じた事態に対応するため、平成23年3月11日以降、東電福島第一原発における緊急作業★₁に労働者を従事させている(させたことのある)事業主の方や、その緊急作業に従事したことのある労働者をその後放射線業務に従事させている事業主の方に、

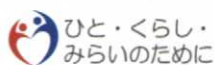
①健康診断の個人票の写し★₂、②被ばく線量などの記録★₃の提出★_{4,5}を義務付けることにしました。

- ★₁ 平成23年厚生労働省告示第402号(平成23年10月11日)により、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により電離放射線障害防止規則第42条第1項に該当する事故が発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において、平成23年3月11日以後に行う同令第7条第1項に規定する緊急作業」とされています。
- ★₂ 健康診断の都度、遅滞なく提出することとしています(平成23年10月11日より前に実施された健康診断については、平成23年11月30日までに提出することとされています)。
- ★₃ ★₁にあたる緊急作業については毎月末日、それ以外の放射線業務については3月ごとの月の末日までに提出することとされています(平成23年10月11日より前に従事していた労働者については、平成23年10月31日までに提出することとされています)。
- ★₄ 提出先は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課です。
- ★₅ 報告は、可能な限り電子データにより行ってください。

●電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)

(指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出)

- 第59条の2 事業者は、厚生労働大臣が指定する緊急作業(以下この条及び様式第3号において「指定緊急作業」という。)に従事し、又は従事したことのある労働者(様式第3号において「指定緊急作業従事者等」という。)について、当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間(当該労働者が法第66条第4項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。)に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し(当該記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものをいう。)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 安衛則第51条に規定する健康診断個人票(安衛則第44条第1項及び第45条第1項の健康診断並びに法第66条第4項の規定による指示を受け行つた健康診断の結果の記録に限る。)(安衛則様式第5号)
 - 二 第57条に規定する電離放射線健康診断個人票(様式第1号)
- 2 事業者は、次の各号に掲げる労働者の区分に応じ、第8条第3項又は第5項の規定による測定又は計算の結果に基づき、第9条第2項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定された当該労働者の線量及び第45条第1項の規定による記録その他の必要事項を記載した線量等管理実施状況報告書(様式第3号)を作成し、当該各号に定める日に、書面又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 指定緊急作業に従事する労働者 毎月末日(当該労働者が指定緊急作業に従事する間に限る。)
 - 二 放射線業務(指定緊急作業を除く。)に従事する労働者 3月ごとの月の末日(当該労働者が放射線業務(指定緊急作業を除く。)に従事する間に限る。)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

被ばく線量などの記録については、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」（様式3号）により提出することとされています。

外国人の場合、「氏名」の欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載するとともに、「住所」の欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること

「個人番号」の欄は、事業者が指定緊急作業従事者等の線量等の管理を行うため、これらの者に対し、個人を識別するために番号を付与した場合に記入すること

様式第3号(第59条の2関係)

指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書

フリガナ	生年月日	年 月 日	個人番号		
氏名	性別	男・女	指定緊急作業従事以前の累積被ばく線量		
住所	電話 ()				
指定緊急作業時の所属事業場の名称					
指定緊急作業時の所属事業場の所在地	電話 ()				
現在の所属事業場の名称					
現在の所属事業場の所在地	電話 ()				
対象期間	年 月分	通常・指定緊急作業の	通常	指定緊急	
対象月分 累積線量	外部被ばく実効線量	(mSv)	作業の場所		
	目の水晶体の等価線量	(mSv)			
	皮膚の等価線量	(mSv)			
内部被ばく 測定結果	預託線量	(mSv)	作業の内容		
	測定日				
	摂取日				
	主要核種ごとの測定値	核種			
		測定値			(Bq)
核種					
	核種				
	測定値	(Bq)			
	核種				
	測定値	(Bq)			

「住所」、「緊急作業時の所属事業場の名称」、「緊急作業時の所属事業場の所在地」、「現在の所属事業場の名称」及び「現在の所属事業場の所在地」の欄は、前回の報告から変更があった場合に記入すること

「対象期間」の欄は、指定緊急作業従事者等が、
 (1) 指定緊急作業に従事する間は、1か月分を対象期間とすること(提出は、当該対象期間とする月の翌月末日)
 (2) 放射線業務(緊急作業を除く。)に従事する間は、3か月分を対象期間とし、「月分」の欄に、その期間が分かるよう記入すること(提出は、当該対象期間の満了の月の翌月末日)

外部被ばくの実効線量の日々の値を把握している場合には、報告対象月分の一日ごとの被ばく線量について、測定開始日時、測定終了日時及びその間の実効線量の一覧を添付すること

「作業の場所」及び「作業の内容」は指定緊急作業の場合のみ記入すること

※ 記載内容の詳細については、平成23年10月11日付け基発1011第1号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行について」もご確認ください。(厚生労働省ホームページ「所管の法令」で検索できます。)

提出先は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課です。

ご不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

東電福島第一原発作業員データベースの 登録情報照会の手順

